出席 停止連 絡 票

主治医 殿

鹿児島県立出水高等学校

この連絡票は、学校において、感染症の感染拡大予防措置及び出席停止措置を判断する資料と して使用しますので、下記への記入をお願い致します。

	年	組	番	氏名			
	病						
(のたり 月	りまり	9 出校司	より ()	月	日まで 約	日間の療養を要する
	和左						
医	療機関名	名・医師	师名				印

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第18条及び19条)

	病気の種類	出席停止の期間				
第一種	エボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱,痘そう,南米出血熱,ペスト,マールブルグ病,ラッサ熱,急性灰白髄炎,ジフテリア,重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス),中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)	治癒するまで				
	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症,指定感染症及び新感染症は,第一種の感染症とみなす。					
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻しん (はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 風しん 水痘 咽頭結膜熱 (プール熱) 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで解熱した後3日を経過するまで耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで発しんが消失するまですべての発しんが痂皮化するまですべての発しんが痂皮化するまでま変症状が消退した後2日を経過するまで病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで				
第三種	コレラ,細菌性赤痢,腸管出血性大腸菌感染症,腸チフス,パラチフス,流行性角結膜炎,急性出血性結膜炎その他の感染症【溶連菌感染症,ウィルス性肝炎,手足口病,伝染性紅斑,ヘルパンギーナ,マイコプラズマ感染症,感染性胃腸炎(ノロウィルスなど)】	病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで				

* 医療機関で記入してもらってください。記入後,担任に提出してください。 * 第三種の学校感染症(感染性胃腸炎)についての注意事項です。 医療機関にて、"感染性"又は"ウイルス性"による「急性胃腸炎」と診断された場合には,病名の 欄に「感染性胃腸炎」又は「ウイルス性胃腸炎」と記載してもらってください。なお、「急性胃腸炎」 という病名では出席停止扱いにはなりません。